

京都市持込ごみ取扱要綱

(定義)

第1条 この要綱における持込ごみの定義は、京都市の設置する一般廃棄物処理施設（以下「本市処理施設」という。）に京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第53条に規定する別表第1の区分中、占有者等が市長の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合の一般廃棄物（京都市一般廃棄物処理業の許可を受けたものが予め京都市に提出した搬入計画書に基づく一般廃棄物を除く。）をいう。

(目的)

第2条 この要綱は、本市処理施設での持込ごみの受入れ、並びに前条に規定する一般廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料（以下「処理手数料」という。）の収納に係る事務を適正かつ公正に処理することを目的とする。

(搬入の申告)

第3条 本市処理施設へ持込ごみを搬入する者（以下「搬入者」という。）は、持込ごみの受入に必要な事項をあらかじめ本市処理施設の長（以下「所長」という。）へ申告しなければならない。

(搬入者の遵守事項)

第4条 搬入者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）第14条に規定する一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準（以下「受入基準」という。）及び別表に定める持込ごみ搬入基準（以下「搬入基準」という。）
- (2) 本市処理施設における持込ごみ搬入に伴う本市職員の指示

(所長の職務)

第5条 所長は、持込ごみを受け入れるとき、次の各号に定める事項の職務を行う。

- (1) 搬入者の申告内容が適正であるかを審査すること。
- (2) 搬入者に身分証明書の提示を求めること。
- (3) 持込ごみが受入基準及び搬入基準に適合しているかを検査すること。
- (4) 搬入者に本市処理施設内における当該持込ごみの投棄場所等を指示すること。
- (5) 搬入者から処理手数料を徴収すること。

(受入拒否)

第6条 所長は、搬入者に次の各号に該当する行為があったときは、当該持込ごみの受入を拒否し、確認書兼始末書（別記様式）を提出させることができる。

- (1) 第4条の規定に違反したとき。
- (2) 搬入者の申告内容に虚偽又は不正を発見したとき。
- (3) 本市処理施設の運営に支障をきたすおそれがあるとき。

(4) その他法令に違反したとき。

(処理手数料の後納)

第7条 所長は次の各号に定める者に対し、納入通知書により処理手数料を徴収することができる。

(1) 官公庁の長等で、適正処理施設部施設管理課長が発行する後納用磁気処理券及び搬入申告書を提出した者

(2) やむを得ない事情により現金納入できないと認めた者

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定する受入基準及び搬入基準については、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則(平成27年9月30日京都市規則第35号)附則第3項の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

_____クリーンセンター所長 様

確 認 書 兼 始 末 書

搬入者住所 _____

搬入者氏名 _____

電話番号 _____

車両番号 _____

私は、_____年_____月_____日 午前・午後_____時_____分頃、
_____クリーンセンターへ、受入基準に反する廃棄物を搬入したことを認め、
今後このような行為は一切行わないことを誓約します。

《搬入した廃棄物》

別表（第4条関係）

排出形態	廃棄物の類型	ごみ種別	品 目	処 理 施 設 搬 入 基 準	
				南部クリーンセンター	東北部クリーンセンター
事業活動に伴って発生した廃棄物	事業系一般廃棄物	木くず	木材片	直径30cm×長さ3m以下であること	直径10cm×長さ3m以下又は直径30cm×長さ1m以下であること
			合板、板	2m×2m以下であること	
			家具類	構成物が概ね木又は天然繊維であること。ただしピアノは搬入禁止	
			おがくず	袋詰したものであること	
			竹、枝木等	長さ60cm以下であること	
			樹木（幹）	直径30cm×長さ2m以下又は50cm×80cm以下であること	直径20cm×長さ2m以下であること
			樹木（根）	幹径50cm×根径70cm×長さ80cm以下であること	幹径20cm×根径40cm×長さ80cm以下であること
		紙くず	紙又は紙製品	合成紙でなく、かつリサイクルできないものであること	
		繊維くず	衣類	天然繊維であること	
			マット類	天然繊維で1日5枚まで	
			布団	天然繊維で1日10枚まで	
			畳	合成素材を除いたもので1日12枚まで	
			絨毯及びカーペット	天然繊維及び紐等でくったもので1日10枚まで	
			反物	天然繊維で直径20cm×長さ60cm以下又は高さ20cm×長さ60cm以下に紐等でくったものであること	
		動植物性残さ	生ごみ	手下ろしは禁止	
家庭から発生した廃棄物	家庭系一般廃棄物	木くず	木材片	直径30cm×長さ3m以下であること	直径10cm×長さ3m以下又は直径30cm×長さ1m以下であること
			梱包材、パレット	1m×1m×2m以下であること	
			合板、板	2m×2m以下であること	
			おがくず	袋詰したものであること	
			竹、枝木等	長さ60cm以下であること	
			樹木（幹）	直径30cm×長さ2m以下又は50cm×80cm以下であること	直径20cm×長さ2m以下であること
			樹木（根）	幹径50cm×根径70cm×長さ80cm以下であること	幹径20cm×根径40cm×長さ80cm以下であること
		紙くず	紙又は紙製品	リサイクルできないものであること	
		繊維くず	畳	1日12枚まで	
			マット類	1日5枚まで	
			スプリングマット	1日3枚まで	
			布団	1日10枚まで	
			絨毯及びカーペット	紐等でくったもので1日10枚まで	
			反物	直径20cm×長さ60cm以下又は高さ20cm×長さ60cm以下に紐等でくったものであること	
		動植物性残さ	生ごみ	袋詰したものであること	手下ろしは禁止
		燃え殻	焼却灰	袋詰したものであること	
		がれき類	コンクリート等	概ね30cm以下であること	
			石膏ボード等	紙類及び鉄材等を除いた中空でないもので梱包されたものであること	
			石材等	概ね30cm以下であること	
		ガラスくず及び陶磁器くず	レンガ、ブロック	概ね30cm以下であること	
			陶磁器類	梱包したものであること	
			ガラス等	梱包したものであること	
			グラスウール	梱包したものであること	
		金属くず	金属製品	金属隕及びチェーン等紐状のものは搬入禁止	
		その他	家具類	ピアノは搬入禁止	
			電化製品	特定家庭用機器再商品化法指定機器、パソコン、業務用機器及び燃料等危険物を含むものは搬入禁止	
			冷暖房器具	特定家庭用機器再商品化法指定機器、業務用機器及び燃料等危険物を含むものは搬入禁止	
			金庫	耐火金庫は搬入禁止	
			自転車	1日5台まで。ただし原動機付自転車等発動機類を必要とするものは搬入禁止	
			温水タンク	大型温水タンクは搬入禁止	
			缶類	カセットボンベ・スプレー缶及びドラム缶等大型容器は搬入禁止	
			自動車部品等	軽易な取付方法による用品を除き搬入禁止	
その他	その他	災害ごみ	火事場ごみ	分別したものであること	搬入禁止
			その他災害ごみ	市長の指示によること	

注1 産業廃棄物については搬入禁止とする。

注2 排出形態が事業活動に伴って発生した廃棄物については、記載のないごみ種別、品目は搬入禁止とする。

注3 排出形態が家庭から発生した廃棄物については、記載のないごみ種別、品目は規則第14条及び処理施設搬入基準に定めるものを除き、制限を設けないものとする。

注4 北部クリーンセンターへ搬入を行う場合は、環境政策局の指示により行うものとする。